

伊予市立由並小学校いじめ防止基本方針

令和5年5月19日 策定

【学校のいじめに対する基本認識】

「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないこと」との強い認識をもち、子どもの悩みを親身に受け止め、子どもの発する信号をあらゆる機会に捉えるように努める。また、個性や差異を尊重する態度やその基盤となる価値観を育てる指導を推進し、道徳教育、心の教育を通して、かけがえのない生命や生きることのすばらしさ、喜びなどに重点をおいた指導を推進する。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職・教務主任・生徒指導主事・
養護教諭・事案関係教員

【家庭地域等】

P T A 役員・学校評議員・
児童生徒をまもり育てる会

【関係機関等】

伊予警察署・伊予市教育委員
会・子ども総合センター
教育相談員・スクールカウ
ンセラー・人権擁護委員

【いじめ防止】・P T A 総会や学級P T A の開催（いじめ問題に対する認識や対応についての周知）

- 1 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力する指導体制を確立する。
- 2 いじめ問題に関する校内研修を充実し、いじめ問題に関する指導方法などについて教職員間での共通理解を図り、指導力を育成する。
- 3 人権・同和教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。
- 4 道徳性を培う道徳教育の充実を図る。
- 5 互いのことを認め合い、心のつながりを感じることでできる学級経営の推進を図る。
- 6 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する児童生徒をまもり育てる会を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- 7 年度当初に、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、ホームページ等で広報することで、保護者や地域の理解を図る。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	・P T A 総会や学級P T A の開催（いじめ問題に対する認識や対応についての周知） ・「ゆなみのきまり」を活用し、情報モラルについて指導 ・児童生徒をまもり育てる会の開催 ・健全育成部会の開催 ・教育相談週間の設置 ・いじめに関するアンケートの実施 ・伊予市いじめSTOP 愛顔の子ども会議への参加
二 学 期	・健全育成部会の開催 ・教育相談週間の設置 ・いじめに関するアンケートの実施 ・人権・同和教育参観日の開催 ・えひめいじめSTOP! デイへの参加
三 学 期	・健全育成部会の開催 ・教育相談週間の設置 ・いじめに関するアンケートの実施

【早期発見】

- 1 児童の情報について、職員会で情報交換を行い、全教職員で共有する。
- 2 毎月、いじめに関するアンケートを実施し、きめ細かな実態把握に努める。
- 3 毎月、教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる体制をつくる。
- 4 教育相談員と連携をとり、早期発見に努める。
- 5 児童との会話や遊びを通して、様々な情報を把握するよう努める。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- 1 いじめと疑われる行為を発見した時には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確に関わりをもち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- 2 教職員はいじめ問題を察知した時は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- 3 いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 4 いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得たうえで特別の指導計画を立てるほか、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- 5 アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- 6 いじめの「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせる教育活動を進める。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
- 7 教職員研修や保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることでネットいじめの未然防止に努める。ネット上の不適切な書き込み等については、伊予警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置を取り、被害の拡大を防止する。
- 8 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、伊予警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に相談し援助を求める。
- 9 学校は、いじめの重大事態であると判断した場合、上記1～8の対応をするとともに教育委員会に報告の上、校内に組織を設け、調査を行う。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、不安やストレスの解消に努める。 ○子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して解決に取り組む。 ○わが子が「いじめる側」になるかもしれないという認識を持ち、正しい人権感覚を養う。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに積極的に声を掛ける。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡する。